

市民部

議案第150号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第150号大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正につきましては、受付用端末機の廃止に伴うものでございます。

資料をご覧ください。

受付用端末機（タブレット端末）につきましては、コンビニ交付促進のための体験機として、戸籍住民課執務室に導入、設置されたものです。

本市のマイナンバーカードの保有率は、現在約80%に達し、コンビニ交付率については、令和6年度では印鑑登録証明書が41.77%、住民票が37.38%となっており、本端末機導入前と比較し約20ポイント増加しております。

のことから、本端末機については当初の役割を一定果たしたものと考えこれを廃止し、本端末機の利用による手数料規定が不要となるため、手数料条例の改正を行うものです。

なお、コンビニ交付促進については、利用案内を記載した窓口封筒やチラシの配布、LINE 配信などによる周知を継続して行ってまいります。

また、本庁舎内のコンビニエンスストアにおいても本年 5 月からコンビニ交付が可能となったことから、窓口来庁者に対してもコンビニ交付の利用を勧めてまいります。

施行日につきましては令和 8 年 1 月 1 日を予定しております。

以上、議案第 150 号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。